

岐阜県母子保健運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 県、保健所および市町村実施の母子保健事業の円滑かつ効果的实施を図り、母子保健施策を推進するために、岐阜県母子保健運営協議会（以下「協議会」とする。）を設置する。

(事業内容)

第2条 協議会は次にあげる事項について意見交換を行う。
(1) 広域的な母子保健、医療、福祉施策の推進に関する事
(2) その他必要と認める事項に関する事

(組織)

第3条 協議会は、別表に定める委員で構成する。
2 協議会には会長1名、副会長2名を置く。
3 会長、副会長は委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、また欠けたときはその職務を代行する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、県が必要に応じて招集する。
2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。
3 県は、必要に応じ、協議会にオブザーバーの出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会には、第2条に掲げる事業内容について、事業推進、評価等についての情報収集及び企画調整等の処理をさせるためワーキンググループを設置することができる。
2 ワーキンググループの構成員は、会長が指名する者をもって充てる。
3 ワーキンググループの運営その他の事項は、別に定める。

(秘密の保持)

第8条 協議会の構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は健康福祉部保健医療課に置く。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表

岐阜県母子保健運営協議会委員名簿

【構成員】

	所 属
学識経験者	岐阜大学医学部小児病態学教授
医師会代表	岐阜県医師会副会長
保育所代表	保育研究協議会副会長
幼稚園代表	公立幼稚園長会長
市町村代表	岐阜県市町村保健活動推進協議会長
保健所代表	岐阜県保健所長会 代表
保健師代表	岐阜県市町村保健活動推進協議会保健師部会長
保護者代表	私立幼稚園PTA連合会会長
地区組織代表	母子保健推進員代表

【オブザーバー】

岐阜県子ども相談センター代表
岐阜県健康福祉部保健医療課長

(敬称略、順不同)